

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、越谷都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I. 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から約 30km 圏、本県の南東部に位置しています。また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市、松伏町の行政区域の全域となります。

II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第 6 条の規定により平成 27 年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和 12 年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。
- (3) 花田地区については、一級河川新方川の河川改修事業により区域区分の境界である河川の位置が変更されたため、市街化調整区域に編入するものです。

III. 関連する都市計画

越谷都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）